

国営造成農業水利施設等の着実な整備・維持・更新に関する意見書

当地域は、天塩川の肥沃な土壌の恩恵を受け水稻を主体とする専門的な経営によるクリーンで効率的な農業が大規模に展開されていますが、良食味米のため新しいかんがいシステム導入や作業機械の大型化に伴う代掻き期間の短縮、冷害対策として必要となる深水かんがいなどは、最近の稲作農業では不可欠な条件となっています。

このために安定したかんがい用水は、国策である北海道開発の一環として国営土地改良事業により建設された多くの基幹的な農業水利施設によって地域に確保されるものであり、このような整備の積み重ねの成果として、北海道は、我が国の食料自給率の向上に大きな役割を果たすとともに、多面的な機能を発揮しています。

ところが、最近の新聞報道などによると、本来、国の施策として行われるべき大規模な土地改良事業までもが地方に業務移管すべきと報道されています。

しかしながら、国際的な経済情勢や気象条件が激しく変動している状況にあつて、国民に安全・安心な食料を安定的に供給すること及びその条件を整えることは国の責務であると考えます。

これに加え、北海道農業の将来を考えると、国営土地改良事業により整備された農業水利施設等の老朽化は避けられない課題であり、将来とも十分な施設機能を発揮できる状態を保ち、国民への食料供給という役割を果たすためには、これら国営造成施設等を確実に整備・維持・更新することが重要であり、それは当然国の責務として実施すべきと考えます。

よって、以下の事項を強く要望致します。

記

- 1 国営土地改良事業制度は国の責務として今後とも確保すること
- 2 上記に必要な体制を存続すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2008年6月16日

名 寄 市 議 会